

日本たばこ産業株式会社

<http://bun-en.com/consul/>

弊社ホームページでも分煙の手法などについてご紹介しています。

# 分煙

## コンサルティング

活動のご紹介

日本たばこ産業株式会社

〒105-8422 東京都港区虎ノ門二丁目2番1号

電話:(03)3582-3111 FAX:(03)5572-1441



ひとの  
ときを、  
想う。 JT

# はじめに

この冊子は、分煙環境の整備に関心や疑問をお持ちの方にお読みいただくために作成いたしました。

はじめに、分煙に関するJTの基本的な考え方と、分煙コンサルティング活動の概要をご紹介します。

## 私たちが考える「分煙」

JTでは、「分煙」を次のように考えています。

たばこを吸われる方にとっても吸われない方にとっても、  
快適で、双方が共存できる環境  
たばこを吸われる方にとっても吸われない方にとっても、  
さまざまな選択肢が揃っていて、それらを自由に選べる環境

分煙には、さまざまなカタチがあります。喫煙スペースを設置する、喫煙エリアと非喫煙エリアを分ける、壁で仕切る – これらひとつひとつは、もちろん、有効な分煙手法です。

ただ、分煙のカタチをひとつに決めてしまうのではなく、吸われる方にとっても吸われない方にとっても、さまざまな選択肢が揃っていること、そしてそれらを自由に選べる環境であること、それがより良い「分煙社会」であると考えています。

JTでは、これまで培ったノウハウを生かし、かつ法令や条例を遵守しながら、たばこを吸われる方・吸われない方の双方を考慮した空間造り、そして双方が協調して共存できる社会の実現に取り組んでいます。

## JTの分煙コンサルティング活動

分煙コンサルティング活動では、自治体や企業、あるいは飲食店の方々などが分煙環境を整備する際、その方法についてアドバイス等をさせていただいております。

また、分煙試験室での技術的な研究や検証、ホームページでの情報提供なども行っております。

「どのように分煙すればいいのかわからない」「喫煙スペースからのニオイや煙の漏れを防止する方法を教えてください」など、分煙環境に関する私たちへのご相談件数は、2004年の活動開始以降、毎年300～500件のにのぼります。

喫煙に関する社会の状況は年を追って変化しており、それに伴い、求められる分煙環境の形も変化していくものと考えられます。私たちはこれからも、時代に合った分煙環境整備のお手伝いをさせていただきます。

### ▼ 分煙試験室での研究・検証



### ▼ ホームページでの情報提供



### ▼ 自治体や企業と協働で実施した分煙環境整備



## 分煙環境へのニーズと求められる役割

分煙環境へのニーズと求められる役割は、施設や利用者によってさまざまです。

たとえば飲食店の場合、提供される料理や飲み物、店舗の雰囲気やサービスによって、求められる分煙の方法は異なります。分煙環境を整備する際は、施設の性質の違い、およびその施設を利用するすべての方々（たばこを吸われる方・吸われない方の双方）のニーズを考える必要があります。

### ● オフィスの分煙環境

仕事の合間のリラックスや休憩の時間は、質の高い仕事を効率よく進めるうえで重要です。たばこを吸われる方は、たばこを仕事の合間に気分をリフレッシュさせるためのツールとして考えており、喫煙スペースへのニーズは高いといえます。

最近の調査結果では、通常の打ち合わせや商談とは違う、喫煙スペース内でのリラックスした雰囲気の中での会話（インフォーマルコミュニケーション）も、業務に新たなアイデアなどを生み出すために効果的であり、リフレッシュスペースや喫煙スペースはコミュニケーションの活性化に寄与する場として有効である、とされています。

こういった効果は、吸われる方だけでなく、吸われない方も一定の理解を示しており、煙や二オイなどが漏れない喫煙スペースであれば、オフィスに分煙環境があることを許容しています。

また、ビルに入居するテナントも従業員が働きやすい環境を求めており、喫煙スペースの有無が入居するビルを選ぶ際の大きな要素のひとつになっている、という調査結果もあります。



### ● 商業施設の分煙環境

商業施設の喫煙スペースは、お連れの方の買い物を待つ方、買い物の合間に休憩する方など、多くの方々に利用されています。

特に最近の大型商業施設は、長時間の滞在を想定して計画されたものも多く、その分、お客様の喫煙スペースへのニーズも高まっています。分煙環境が整備されていなければ、お客様が買い物を早々に切り上げて帰ってしまわれる、別の施設を利用される、といった可能性もあります。

また、商業施設における分煙環境の整備は、ポイ捨てによる火災の発生や未成年者の喫煙の防止、美化による施設のイメージアップ、といったメリットも期待できます。

ただし、子ども連れの方が多いことも商業施設の特徴です。煙や二オイの漏れない、しっかりとした分煙環境の整備が求められます。

### ● 飲食店の分煙環境

たばこを吸われる方にとって、喫煙できるかどうかは、飲食店を選ぶ際の判断材料になるほど重要な事項です。また実際に、禁煙にしたらたばこを吸われるお客様が減少し、お店の売り上げが落ちてしまった、という事態も発生しています。

一方、たばこを吸われない方も、その多くは全面禁煙までは求めていません。ただし、煙や二オイを迷惑に感じておられる方がいらっしゃるのも事実です。

飲食店は食事やお酒、会話などを楽しむ場であると同時に、商談や待ち合わせなど、さまざまな用途で利用されることが想定される場所です。そして、これらすべての方々が快適に過ごせる環境であることが求められます。

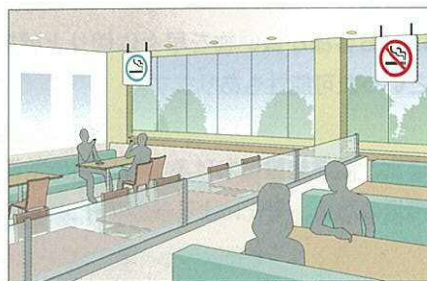
たばこを吸われるお客様、吸われないお客様の双方に快適に過ごしていただき、より多くのお客様にご来店いただくために、「分煙」はひとつの解決方法といえます。

## いろいろな分煙

分煙には、さまざまなカタチがあります。ここでご紹介しているのは基本的なカタチであり、実際にはこれらを組み合わせることによって、個々の施設にマッチした分煙環境を整備することが求められます。

### ● エリア分煙

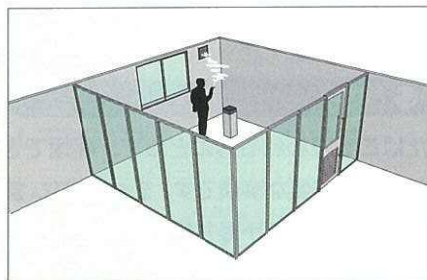
喫煙エリアと非喫煙エリアを、腰壁や植栽、エアカーテンなどにより分けし、明確にする方法です。ファミリーレストランなどでよく見られます。



### ● 個室による分煙

間仕切りなどを設置し、喫煙スペースを個室化する方法です。

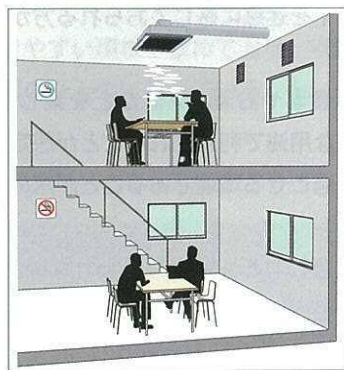
煙やニオイが喫煙スペースにこもったり、非喫煙スペースに漏れたりしないように、給気口や排気口の設置など、一定の気流が確保できる換気設備が必要となります。



### ● フロア分煙

飲食店などで店舗が複数階に分かれている場合、階に応じて「喫煙フロア」「非喫煙フロア」を設定する方法です。

煙には上昇する性質があるため、基本的には上層階を「喫煙フロア」とします。



※分煙の手法に関しては、自治体の条例等で一部制限される場合があります。詳しくは、p.25の「お問い合わせ先」までご連絡ください。

### ● 局所排気による分煙

喫煙場所などの上部に排気設備を設置して、煙が周囲に広がる前に屋外に排気する方法です。十分な排気風量を確保すれば、たばこを吸われる方と吸われない方の間に壁や仕切りを設けなくても、両者の共存が可能になります。



### ● 時間分煙

時間帯によって喫煙や禁煙といったルールを変更する方法です。飲食店においては、アルコールを提供しない昼間は禁煙、夜間は喫煙可とするなど、店の営業形態によって柔軟に喫煙のルールを変えることができます。



### ● 店頭表示

店頭で「喫煙可」「分煙」「禁煙」の表示を掲示する方法です。

飲食店などにおいて、お客様が入店する前に、その店舗の喫煙環境をお知らせすることができます。お客様はニーズに応じた店舗を自由に選択することが可能になります。



### ● 屋外喫煙スペース

屋外に喫煙スペースを設置する場合は、動線から離れた場所に設置する、喫煙可能エリアを明確化するなど、周囲の環境に配慮する必要があります。



# 適切な分煙環境のつくり方

分煙環境の整備においては、施設の種類や喫煙スペースの場所、想定される使われ方など、それぞれの施設によって条件が異なり、それに応じた整備手法にもさまざまなものがあります。

ここでは、分煙環境をつくるうえで必要な知識と、各種の整備手法をご紹介します。

## 分煙環境整備のポイント

分煙環境を整備する際には、2つの重要なポイントがあります。

### ポイント1 法令（健康増進法）の遵守

健康増進法第25条では、受動喫煙防止の措置が努力義務とされています。



学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他の人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

### ポイント2 たばこを吸われる方・吸われない方双方への配慮

たばこを吸われない方の不快感を低減するための工夫や、たばこを吸われる方が快適にたばこを愉しめるための配慮が必要となります。

- ・ 煙・ニオイの漏洩防止の工夫
- ・ 室内の空気を清浄に保つなどの工夫

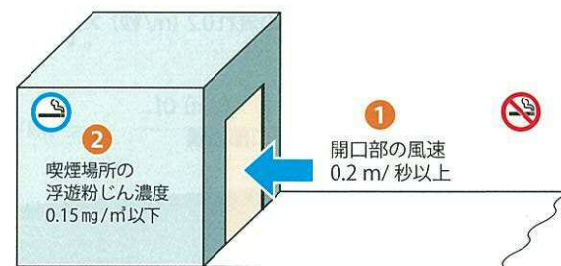
## 分煙環境整備の考え方

適切な分煙環境をつくるには、排気風量を確保することにより「①喫煙場所から非喫煙場所へのたばこの煙やニオイの漏洩防止」「②喫煙場所の良好な空気環境の維持」を行うことが大切です。

この2つを満たすために、厚生労働省で定められた以下の数値を参考にして分煙環境整備を進めます。

- ① 喫煙場所から非喫煙場所へのたばこの煙やニオイの漏洩防止（たばこを吸われない方への配慮）  
開口部における、非喫煙場所から喫煙場所に向かう風速の確保  
**0.2 m/秒 以上\***
- ② 喫煙場所の良好な空気環境の維持（たばこを吸われる方の快適性向上）  
喫煙場所の浮遊粉じん濃度の低減  
**0.15 mg/m<sup>3</sup> 以下\***

※厚生労働省「分煙効果判定基準策定検討会報告書」参照



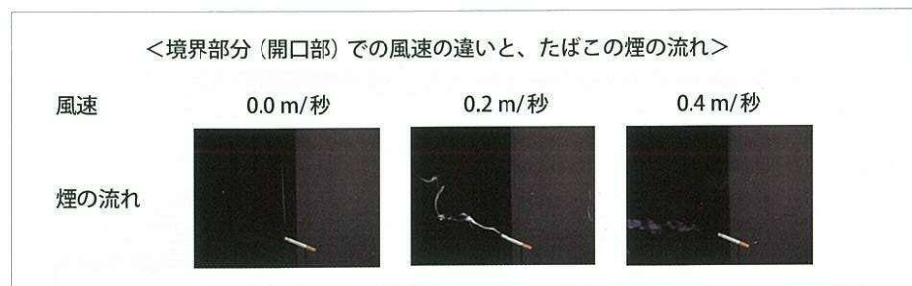
### 厚生労働省「分煙効果判定基準策定検討会報告書」（2002年6月）

厚生労働省が、分煙効果の評価方法、分煙のあり方等について検討を行い、まとめた報告書です。

屋内における有効な分煙条件が具体的に定められており、非喫煙場所から喫煙場所方向に一定の空気の流れ（0.2 m/秒以上）があること、喫煙室内の条件として、粉じん濃度 0.15 mg/m<sup>3</sup>以下、一酸化炭素濃度を 10 ppm以下とすること、等が示されています。

### ① 「喫煙場所から非喫煙場所へのたばこの煙やニオイの漏洩防止」

喫煙場所から非喫煙場所へたばこの煙やニオイを漏らさないためには、喫煙場所と非喫煙場所の境界部分（開口部）で、喫煙場所へ向かう気流が必要となります。境界部分（開口部）の空気の流れ（面風速）は、0.2 m/秒以上を確保するようにしましょう。この風速があれば、煙やニオイが外に漏れ出さないとされています。



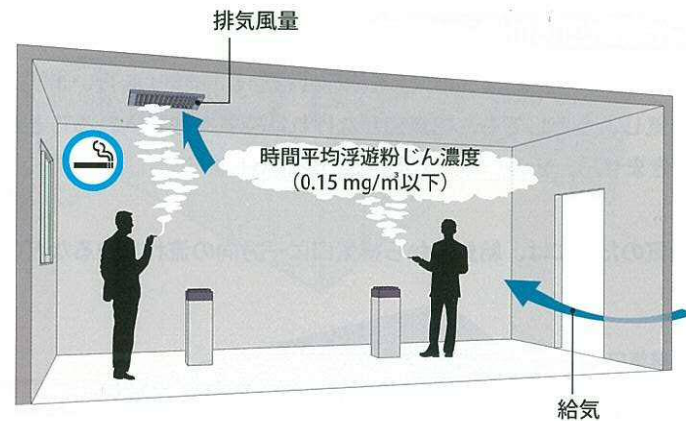
境界部分（開口部）の空気の流れは、開口部の面積と排気風量によって決まります。面風速0.2 m/秒を確保するための排気風量は、以下の計算式で求められます。

$$\text{排気風量 (m}^3/\text{時)} = \text{開口部面積 (m}^2\text{)} \times \text{空気の流れ0.2 (m/秒)} \times 3,600 \text{ (秒/時)}$$



### ② 「喫煙場所内の良好な空気環境の維持」

喫煙場所内の空気を良好に保ち、たばこを吸われる方も快適に過ごせるようにするには、換気量を確保し、室内の浮遊粉じん濃度を抑える必要があります。室内の浮遊粉じん濃度（時間平均）は、利用者数（たばこの消費本数）から求められ、0.15 mg/m<sup>3</sup>以下であることが望ましいとされています。



室内の浮遊粉じん濃度を時間平均0.15 mg/m<sup>3</sup>以下に抑えるための排気風量は、以下の計算式で求められます。

$$\text{排気風量 (m}^3/\text{時)} = \frac{10 \text{ (mg)}^* \times 1 \text{ 時間当たりのたばこの消費本数}}{0.15 \text{ (mg/m}^3\text{)}}$$

\*たばこ1本から発生する粉じん量（厚生労働省報告書より引用）

#### 必要排気風量の考え方（まとめ）

必要排気風量の算定については、以下の2つの方法をご紹介します。

①境界部分（開口部）における空気の流れ0.2 m/秒以上を確保するための算定方法

②室内の浮遊粉じん濃度を0.15 mg/m<sup>3</sup>以下に保つための算定方法

一般的には、②の方法で算定した排気風量のほうが、①の方法で算定した排気風量より大きくなります。

私たちのコンサルティングにおいては、境界部分（開口部）で0.2 m/秒以上の空気の流れ（面風速）を確保したうえで、可能であれば室内の浮遊粉じん濃度を0.15 mg/m<sup>3</sup>以下に保てるような換気計画とすることをご案内しています。

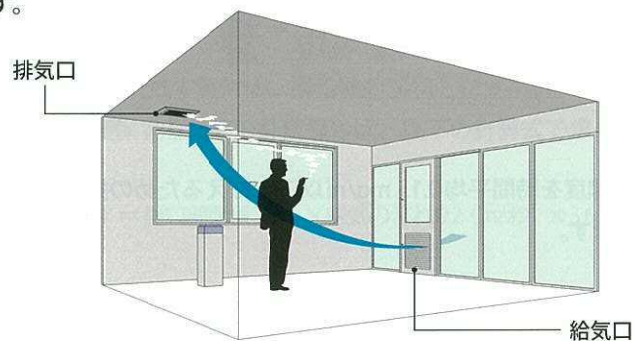
## 分煙環境整備の手法

ここでは、分煙環境整備のさまざまな手法をご紹介します。これらの手法を組み合わせることによって、吸われる方にも吸われない方にも快適な空間を作ることができます。

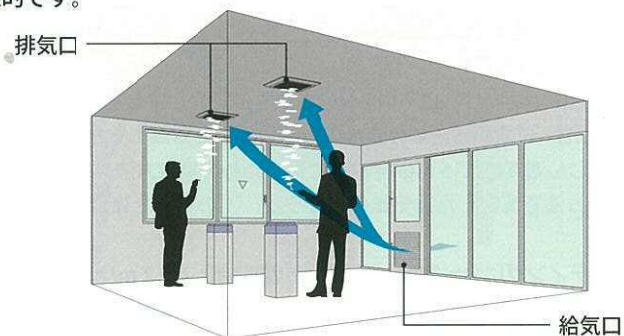
### ● 排気口と給気口の位置

喫煙スペースでは、「排気」と「給気」を組み合わせることで「換気」を行います。壁や天井のファンで排気しようとしても、給気口がなければ空気を取り入れることができず、うまく換気できません。そのため、必ず給気口を設置します。

効率的な換気のためには、給気口から排気口に一方方向の流れを作るなどの計画的配置が必要です。

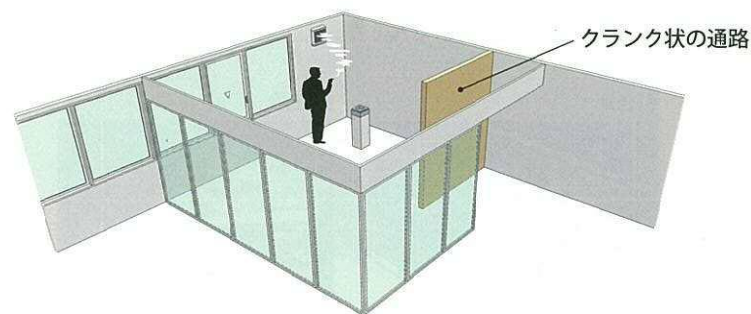


排気口を複数設置できる場合は、灰皿や什器のレイアウトに応じ、分散させて配置するのも効果的です。



### ● 出入口をクランクにする

出入口付近での喫煙は、煙や二オイが漏れやすくなります。出入口付近に、通路がクランク状になるような壁を設け、そこでの喫煙を防ぐことが、煙の漏れを減らすポイントです。



### ● 垂壁・袖壁を設置する

煙は、天井や壁に沿う空気の流れに乗って広がります。垂壁は天井の空気の流れを、袖壁は壁を伝う空気の流れを遮るため、喫煙スペースの外に煙や二オイが漏れ出すのを防ぐ効果があります。

視界を遮らず解放感があるため、飲食店での設置例が多く見られます。



● 扉は引き戸とする

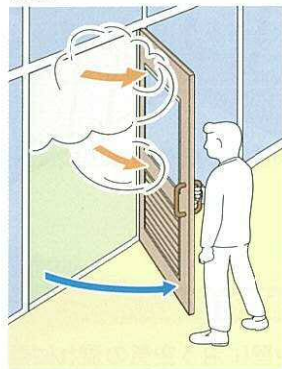
喫煙スペースの扉は、設置しないほうが煙が漏れにくくなりますが、設置する場合は開き戸よりも引き戸が適しています。

開き戸は、開閉時に周りの空気を引き込んでかき回すため、煙を喫煙スペースの外に引き出してしまいます。引き戸は、開閉時に周りの空気をほとんど動かさないので、喫煙スペース内の煙を外に引き出しません。

引き戸



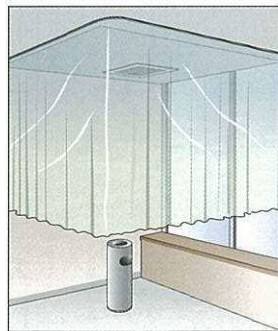
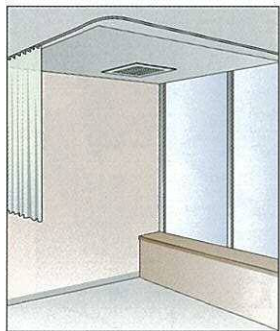
開き戸



● ビニールカーテン

喫煙スペースを「ビニールカーテン」で区切る方法もあります。

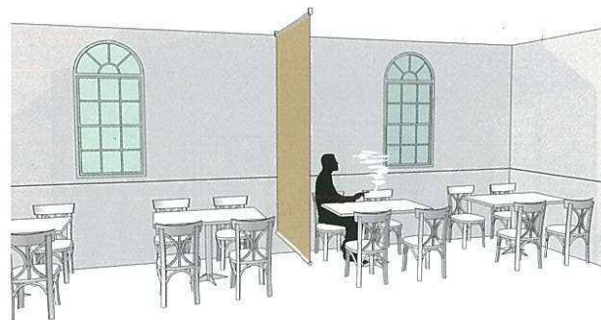
換気扇を設置すれば、壁やパーティションで区切られた喫煙スペースと同等の機能を満たすうえ、比較的、低コストで導入できます。



● のれん・ブラインド・ロールカーテン

のれん・ブラインド・ロールカーテンで区切る方法もあります。

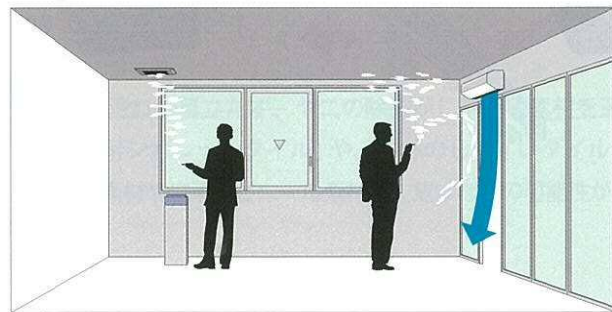
壁や扉に比べて、低コストで導入できます。飲食店などでは、店舗の状況に応じた弾力的な対応が可能になる手法です。



● エアカーテン

エアカーテンを使用すると、開口面積を狭めるのと同様に、煙が漏れにくくなる効果があります。

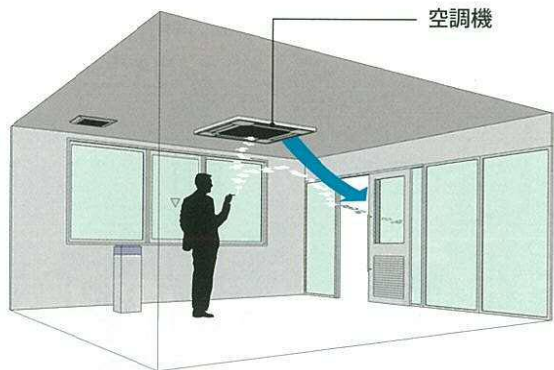
「扉や壁を設置できない」「見た目の解放感を重視する」といった場合に有効です。



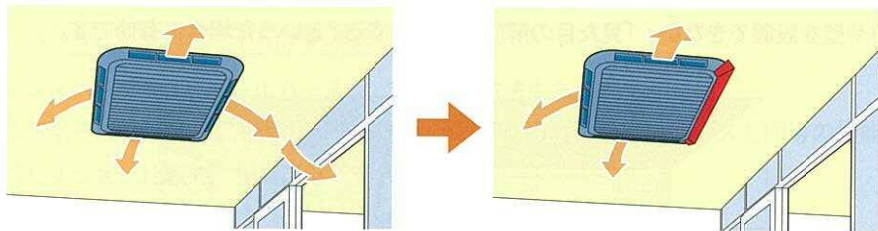


● 空調による空気の流れを制御する

空調機が吹き出す気流の向きによっては、煙や煙の混ざった空気が喫煙スペースの外に吹き出されてしまうことがあります。

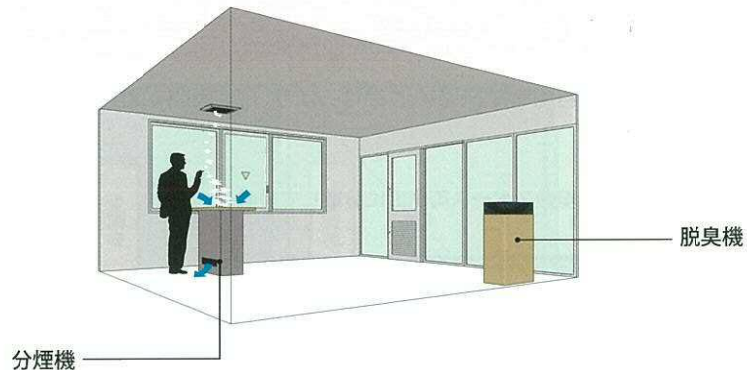


空調機の位置を変えることが難しい場合は、一部の吹き出し口を塞いだり、向きを変えたりして、煙が喫煙スペースから漏れ出さないように配慮する必要があります。



● 分煙機を設置する

空気清浄機（分煙機）や脱臭機の設置は、浮遊粉じんを減らし、煙やニオイを抑える効果があります。ただし、煙やニオイを完全に除去できるわけではないため、排気風量が足りない場合に補助的に活用します。



● 喫煙スペースに適した内装材を使用する

内装材にたばこのヤニが付着すると、美観を損ねるばかりか、ヤニが再び揮発してニオイ（二次臭）を発生します。

このため、喫煙スペースやその近隣の内装には、ヤニが付着しにくい素材、付着した汚れを除去しやすい素材を選びます。

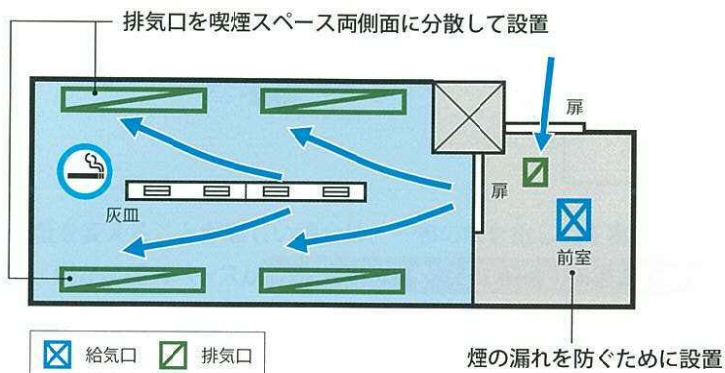
- ・ 壁材：ガラスなど、汚れが目立たず、ヤニの除去がしやすい素材を選ぶ
- ・ 床材：焦げにくい「耐シガレットタイル」や、掃除のしやすいタイル素材を選ぶ
- ・ 椅子：ファブリック素材や皮革・ビニール素材は、焦げなどの可能性があるため避ける

# 分煙環境の整備事例

ここでは、さまざまな施設における分煙環境の整備事例をご紹介します。

## オフィスでの事例 1

新築のオフィスビルの施設利用者が快適に過ごせるよう、共用部に喫煙スペースを設置しました。



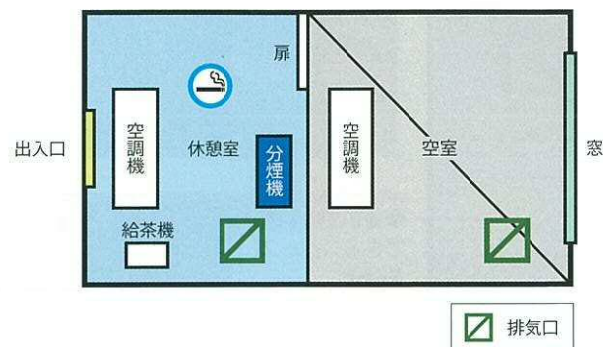
### ポイント

- ① 煙の漏れを防ぐため、前室を設置
- ② 汚れを目立たなくするため、壁面・天井を濃い色合いに
- ③ 効率的に排気するため、喫煙スペース両側面に排気口を分散

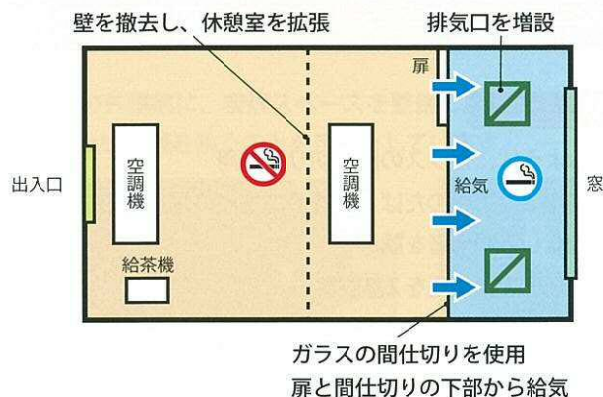
## オフィスでの事例 2

こちらのオフィスの休憩室は、以前はたばこを吸われる方と吸われない方の双方が利用していました。しかし、適切な分煙が実施されておらず、たばこを吸われない方が利用しにくかったため、改善を実施しました。

### 改善前



### 改善後



非喫煙スペース



喫煙スペース

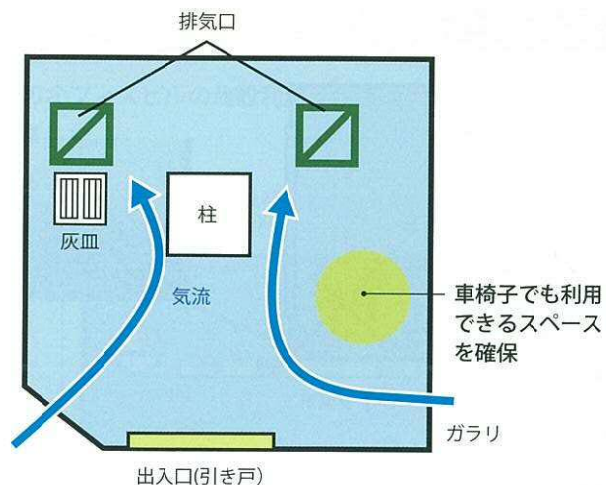


### ポイント

- ① 空室との間の壁を取り除いて休憩室を拡張し、間仕切りにより喫煙スペースを個室化
- ② 喫煙スペースの閉塞感を低減させるため、ガラスの間仕切りを使用
- ③ 給気のために、扉下部・間仕切り下部に開口部を設置
- ④ 開口部から均一に給気されるよう、天井2箇所に排気口を設置

## 商業施設での事例

施設内のフードコートの終日禁煙化に伴い、お客様へのサービスとして、付近に喫煙スペースを設置しました。



## ● ポイント

- ① フードコートから見通せるように、ガラスの間仕切りを採用
- ② 排気効率を向上させ、非喫煙エリアへのたばこの煙やニオイの漏れを防止するために、排気口付近に灰皿を設置して利用者を誘導
- ③ 排気増強のために、天井埋込形の換気扇を2基設置
- ④ 車椅子での利用者のためのスペースを確保

## 屋外での事例 1

オフィスビル2階のテラスに、リフレッシュ・スペースも兼ねた喫煙スペースを整備しました。



## ● ポイント

- ① シーンに応じて利用しやすいよう、ベンチやテーブルを設置
- ② 竹林を中心とした観葉植物で、外からの視界を遮りつつ景観を演出
- ③ 喫煙場所を明確化するために、通路側にもプランターボックスを設置

## 屋外での事例 2

商業施設の外構部に、喫煙スペースを整備しました。この喫煙スペース以外の場所での意図しない喫煙を防ぐことを目的としています。



## ● ポイント

- ① たばこを吸われる方の広がり、および周囲からの視認を避けるために、パーティションを設置
- ② 施設内に、喫煙場所への誘導サインを設置

## 飲食店での事例 1

こちらのカフェでは客席のエリア分煙を行っていましたが、非喫煙エリアに煙やニオイが流れていたため、天井までの仕切りを設置して、個室型の分煙環境を整備しました。



### ● ポイント

- ① ガラス製のパーティションを設置して、開口部を狭める
- ② 既存パーティション部分に扉を設置
- ③ 喫煙室内の排気設備の移設および増強を実施
- ④ 店内の喫煙環境を知らせる店頭表示を、店舗の入口に掲示

## 飲食店での事例 2

全席喫煙であった居酒屋店舗において、禁煙席を確保するために分煙を実施しました。



### ● ポイント

- ① 入口風速 0.2 m/秒以上を確保するために、仕切りを設置して開口部を狭める
- ② 店員のオペレーションを考慮して、扉の設置は無し
- ③ 開口部の上部にエアカーテンを設置し、煙やニオイの漏れを防止

# ご質問・お問い合わせ

## よくあるご質問

分煙に関して私たちに寄せられる質問のうち、代表的なものをご紹介します。

**Q.** 喫煙スペースに換気扇を設置しているのですが、室内に煙やニオイがこもったままです。なぜでしょうか。

**A.** 給気（空気の取り入れ）が不足していて、換気扇本来の排気能力が発揮できていない可能性があります。

また、喫煙スペースの利用人数に対して、換気扇の排気能力が不足している可能性もあります。

**Q.** 分煙機を置いているのですが、たばこの煙やニオイが気になります。なぜでしょうか。

**A.** 分煙機は、たばこの煙を軽減することはできますが、ニオイを完全に除去することはできません。他の設備等を併用し、換気量を十分に確保することをお勧めします。

また、分煙機が適切に清掃されていないためフィルターのつまりなどが発生し、機能が十分に発揮されてない、逆にニオイのもととなっている、という可能性もあります。

**Q.** 喫煙スペース内の壁のヤニ汚れや、吸殻による床の焦げ付きが気になります。何か対策はありませんか。

**A.** ヤニが付きにくく清掃しやすい壁材、熱に強く焦げ付きにくい床材など、喫煙スペースに適した内装材の使用をお勧めします。

汚れが目立ちにくい色の建材を使用する、という方法もあります。

**Q.** 飲食店で、分煙を行っていますが、喫煙席から禁煙席に煙が流れてしまいます。壁で完全に仕切る費用はないのですが、どうしたらよいでしょう。

**A.** 分煙にはさまざまな手法があります。たとえば、排気口の近くを喫煙席にしたり、空調の吹き出し口を調整して禁煙席から喫煙席に向かう空気の流れを作ること、改善を図ることができます。また、のれんやカーテンなどで簡易的に仕切ることも効果的です。

**Q.** 分煙に関して JT にコンサルティングしてもらおうと、どれくらいの費用がかかりますか。

**A.** 分煙に関する各種ご相談・アドバイス等は、無償で行っております。

**Q.** 喫煙スペースで使用する設備の選び方や、メンテナンスの方法などについて相談したいのですが。

**A.** JT では、喫煙スペースに適した機器や内装材、およびその取り扱いメーカーのご紹介も行っております。また、メンテナンス方法などについてもご相談をお受けしております。

この他にも、以下のようなご質問を受けることがあります。

たばこに関する法律  
や自治体条例等の動  
向を知りたい。

分煙することで、  
どんなメリットがある  
のか知りたい。

分煙したいが、どん  
な設備を導入したら  
いいかわからない。

私たちは、分煙についてはもちろん、条例や社会動向、製品情報など、たばこに関するさまざまなご質問・ご相談等をお受けしております。

次ページ (p25) に記載のお問い合わせ先まで、お気軽にご連絡ください。

## お問い合わせ先

### ● お客様相談センター

電話番号：03-5572-3336

受付時間：平日 9:00～17:40

休業日：土日祝日、創立記念日（6月最初の平日）、12月30日～1月4日

### ● ホームページ

<http://bun-en.com/consul/>

### ● JT 各支店

担当区域	担当拠点	郵便番号	所在地
北海道	北海道支店 業務部	060-0003	北海道札幌市中央区北3条西15-1-8 日本たばこ札幌ビル
青森・岩手・秋田	盛岡支店 業務部	020-0033	岩手県盛岡市盛岡駅前北通3-15 日本たばこ盛岡ビル
宮城・山形	仙台支店 業務部	984-8585	宮城県仙台市若林区五橋3-4-12 日本たばこ仙台ビル
茨城	水戸支店 業務部	310-0063	茨城県水戸市五軒町1-5-12 日本たばこ水戸ビル
栃木・福島	宇都宮支店 業務部	321-0945	栃木県宇都宮市宿郷1-8-25
群馬・長野	高崎支店 業務部	370-8550	群馬県高崎市東町126-7 JT 高崎ビル
埼玉	埼玉支店 業務部	330-0844	埼玉県さいたま市大宮区下町1-55-1
千葉	千葉支店 業務部	260-0042	千葉県千葉市中央区椿森5-5-13
東京（23区）	東京支店 業務部	150-8505	東京都渋谷区南平町5-1 日本たばこ渋谷ビル
東京（23区以外）・山梨	立川支店 業務部	190-0022	東京都立川市錦町1-20-19
神奈川	横浜支店 業務部	221-0056	神奈川県横浜市神奈川区金港町3-1 コンカード横浜 5F
新潟	新潟支店 業務部	950-0088	新潟県新潟市中央区万代2-1-11
石川・福井・富山	金沢支店 業務部	920-8203	石川県金沢市鞍月4-133 KCビル 4F
静岡	静岡支店 業務部	420-0834	静岡県静岡市葵区音羽町13-1
愛知・岐阜・三重	名古屋支店 業務部	460-0026	愛知県名古屋市中区伊勢山2-12-1 JT 名古屋ビル
京都・滋賀・奈良	京都支店 業務部	600-8815	京都府京都市下京区中堂寺栗田町91 京都リサーチパーク9号館 6F
大阪・和歌山	大阪支店 業務部	531-0075	大阪府大阪市北区大淀南1-5-10 JT 大阪ビル
兵庫	神戸支店 業務部	651-0083	兵庫県神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル 9F
岡山・鳥取	岡山支店 業務部	700-0913	岡山県岡山市北区大供3-1-21 日本たばこ岡山ビル
広島・島根・山口	広島支店 業務部	730-0044	広島県広島市中区宝町5-36 日本たばこ広島ビル
香川・徳島・愛媛・高知	四国支店 業務部	760-0020	香川県高松市錦町1-12-16
福岡・佐賀・長崎	福岡支店 業務部	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2-10-10 JT 福岡ビル
熊本・大分	熊本支店 業務部	860-0001	熊本県熊本市中央区千葉城町1-21 日本たばこ熊本ビル
鹿児島・宮崎	鹿児島支店 業務部	890-8507	鹿児島県鹿児島市与次郎2-4-35 KSC 鴨池ビル 2F
沖縄	沖縄支店 企画部	900-0015	沖縄県那覇市久茂地1-1-1 バレットくもじ 501

## 私たちは、こんな活動も行っています

JTでは、分煙コンサルティング活動以外にも、たばこを吸われる方と吸われない方の双方が共存できる社会を目指して、各方面の協力を得ながら、さまざまな活動を行っています。

「捨てない気持ちを育てる」ことを目的とした市民参加型清掃活動「ひろえば街が好きになる運動」は、全国のお祭りの会場などで多くの方にご参加いただいております。

また、ユニークなコピーとイラストで“大人のお作法”を楽しく学べる広告「大人たばこ養成講座」、喫煙マナーの向上や分煙の重要性を訴えるテレビCMなど、吸われる方はもちろん、吸われない方のことも考慮した活動を続けています。

### ▼「捨てない気持ちを育てる」市民参加型清掃活動の実践



実施自治体：47 都道府県  
実施回数：1,500 回以上  
参加人員：145 万人以上

### ▼ たばこを吸われる方へのマナー啓発

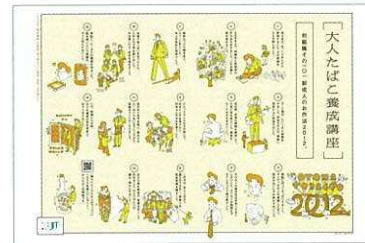


あなたが気づけばマナーは変わる。

たばこを吸われる方・吸われない方が共存できる社会の実現を目指した活動

吸われる方はもちろんのこと、吸われない方も考慮した活動

### ▼ 大人たばこ養成講座



### ▼ テレビCM



# 分煙コンサルティング活動(無料)

- 分煙に関するご相談があれば、弊社担当者にご相談ください。  
分煙の手法などのアドバイスをいたします。
- 「分煙コンサルティング活動のご紹介」冊子やWEBサイト  
「たばこワールド」もご参考にしてください。

<http://www.jti.co.jp/tobacco-world/torikumi/bunen/index.html>



分煙スペースづくりの情報が  
掲載されています！

## 連絡先

JT新潟支店 業務部  
社会環境チーム  
渡邊・阿部・野原  
〒950-0088  
新潟市中央区万代2-1-11  
TEL 025-244-9800  
Fax 025-244-1145